

# 専門実践教育訓練明示書

講座の名称	全日制一年コース															
実施方法	① 通学 ( 昼間・夜間・土日 ) ② 通信 スクーリング(回数 回)															
指定講座番号	4	8	0	8	3	—	1	5	1	0	0	1	—	7		
講座の創設年月日	専門実践教育訓練給付金 対象講座の指定期間				過去一 年の講 練実 績	入講者数(30人)				修了者数 (26人)						
	昭和53年5月12日				令和6年3月31日まで											
訓練期間	12ヶ月						総訓練時間				1020時間					
1. 教育訓練目標																
①取得目標とする資格の名称、目標レベル					<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 業務独占資格・名称独占資格 ( 助産師免許 )</li> <li>□ 職業実践専門課程 ( )</li> <li>□ キャリア形成促進プログラム ( )</li> <li>□ 専門職大学院 ( )</li> <li>□ 職業実践力育成プログラム ( )</li> <li>□ 情報通信技術関係資格 ( )</li> <li>□ 第四次産業革命スキル習得講座 ( )</li> <li>□ 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科 ( )</li> </ul> <p style="text-align: center;">教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等 新生児蘇生法専門コース(Aコース)修了認定申請の資格</p>											
②①に係る資格・試験等の実施機関名称					厚生労働省											
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等					<small>保健師助産師看護師法第二十条 助産師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。 一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において一年以上助産に関する学科を修めた者 二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した助産師養成所を卒業した者 三 外国の第三条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において助産師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの</small>											
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況					産科医療業界・助産師業界・独立開業。 病院や助産所、保健所にて活用。											
2. 教育訓練の内容																
教科 (カリキュラム)										時間						
基礎助産学										120						
助産診断・技術学										255						
地域母子保健										15						
助産管理										30						
臨地実習										450						
助産学実習(助産管理実習)										45						
教育訓練経費対象外カリキュラム										時間						
助産学研究										30						
母子の癒し学										30						
助産学実習(地域母子保健実習)										45						
3. 受講者となるための要件 (この講座を受講するために必要とされている条件など)																
①受講するに当たって必要な実務経験等					なし											
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準					<small>看護師免許(受験資格としては、以下を記載) 次の(1)から(6)までの項目のいずれかに該当する者 (1)看護師免許を有する女子(2)文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。第4号において同じ。)において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した女子、又は今年度卒業見込みの女子(3)文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた女子、又は今年度卒業見込みの女子(4)文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した女子、又は今年度卒業見込みの女子(5)免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師で前記2.から4.に規定する大学、学校又は養成所において2年以上修業した女子、又は今年度卒業見込みの女子(6)外国の第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた女子で、厚生労働大臣が同法第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの</small>											